

神 調 報

shin

cyo

hou

2024

2024 No.439



土地家屋調査士倫理綱領

1. 使 命

不動産に係る権利の明確化を期し、
国民の信頼に応える。

2. 公 正

品位を保持し、公正な立場で
誠実に業務を行う。

3. 研 鑽

専門分野の知識と技術の向上を図る。

目 次

新年挨拶	1
特集 GNSS推進特別委員会がスタート！	6
通知・通達（抜粋）	8
新入会員一覧	16
編集後記	17
会員異動	18

表紙

『 小 田 原 城 』

写真・文 横浜東支部広報員 武 藤 健 仁

個人的な話になりますが、2022年に放送されていた鎌倉を舞台にした大河ドラマにはまってしまい、2023年、戦国時代から江戸時代初期の時代の移り変わりをテーマにした大河ドラマを毎週のささやかな楽しみにしています。

その大河ドラマにも登場し戦国時代、最も難攻不落の城といわれた小田原城をチョイスさせていただきました。

神奈川県は史跡が数多く残されており、当時の風情を感じられる魅力ある素晴らしいところであるとあらためて感じました。



新年の御挨拶

神奈川県土地家屋調査士会
会長 大 竹 正 晃

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、日頃より会務運営へのご理解ご協力をいただき感謝申し上げます。令和元年に就任以来、新型コロナによる活動の制約に対する対応に追われ、昨年の新型コロナウイルスの5類への移行により、ようやく本来の会務運営が行えるようになってまいりました。

昨年は、相続等により取得した土地所有権の国庫帰属に関する法律が4月27日に施行されました。また、改正民法・不動産登記法のうち、本年4月1日から相続登記の申請義務化施行、2026年4月1日登記名義人の死亡等の事実の公示制度及び、登記名義人の住所変更登記の申請の義務化施行と迫ってきました。

私たち土地家屋調査士は、これらの国民生活に密接に関係する制度の変革の中で、不動産の表示に関する登記、そして土地の筆界を明らかにする業務の専門家として、国民の皆様のために、重要な責務を担っていることを自覚し、社会に安定した生活を提供する職責を全うすることが重要と考えています。そのためにも、日々の研鑽を怠ることなく、研修会への参加や連合会のeラーニング等を活用し積極的な情報収集をしていただきたいと思います。

また、今年度事業計画にもありますように、不動産登記規則には、基本三角点等を

使用した測量を求められておりますが、地域によって未だに任意座標による測量が行われております。より積極的な基本三角点等の使用が求められており、これらに対応する情報の提供を引き続き行ってまいりますので宜しくお願い申し上げます。

なお、土地家屋調査士の報酬はあくまでも会員が個々に設定することになりますが、自身の引退後の生活や、補助者の年金や退職金等も考慮することも必要と考えます。報酬額の低廉化が問題となっておりますが、これは会員数減少・受験者数の減少等の問題の原因と考えられます。毎年、新年のあいさつで同じことを書いておりますが、正しい業務を行い適正な報酬を得ることが土地家屋調査士の未来を支えることになると考えます。受託した業務について1つ1つ慎重に行うべき作業があり、これらについて責任をもって行うためにはそれぞれの項目に適正な単価を設定することにより、適正な報酬額を計算することができます。

今後も土地家屋調査士制度が益々発展することを期待し、会務運営を行ってまいりますので、宜しくお願い申し上げます。新しい年が、会員の皆様、また会員の御家族の皆様にとって、健康で充実した良い年となることを祈念いたしまして、私からの年頭の挨拶とさせていただきます。本年もどうぞ、よろしくお願いいたします。



新年の御挨拶

横浜地方法務局
局長 渡 辺 英 樹

明けましておめでとうございます。

神奈川県土地家屋調査士会会員の皆様におかれましては、健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

また、会員の皆様には、平素から表示に関する登記を始めとする法務行政の円滑な運営に、格別の御理解と御協力を賜り、厚く感謝申し上げます。

去年は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類に移行され、全国各地で数年ぶりに開催されるイベントがあったり、日本を訪れる外国人旅行客の姿が街中で多く見られるようになるなど、ここ数年続いたコロナ禍が大きく変わる年となりました。しかしながら、コロナによって一度変化した私たちの生活は、コロナ禍前に完全に戻るものではなく、コロナが終息した後も続いていくのではないかと考えられます。そのような中でも、私たち法務局は、ゆるぎない社会経済活動の基盤となる業務を担っていることから、引き続きその責務を全うしてまいりますので、本年もどうぞよろしくお願いいたします。

さて、年の初めに当たりまして、法務局が直面する現下の課題につきまして、述べ

させていただきます。

第一に、所有者不明土地の解消に向けた施策についてです。我が国において、人口減少、少子高齢化により、民間の取引や公共の用地取得、森林の管理など様々な場面で生じている所有者不明土地問題への対応を行うことは、社会全体の生産性を向上させるための政府全体の極めて重要な政策課題であります。これに対し、令和3年4月28日に公布された「民法等の一部を改正する法律」が昨年4月1日に、「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」が昨年4月27日に施行されました。両法律は、所有者不明土地等の「発生予防」と「利用の円滑化」を図るものです。横浜局においては、相続土地国庫帰属制度について、最近では全国一の相談件数に対応しながら、20件を超える承認申請を受付しております。また、本年4月1日からは、相続登記申請の義務化が始まり、所有者不明土地問題への対策がいよいよ本格化していきます。会員の皆様に所有者等探索委員として御尽力をいただきながら実施しております表題部所有者不明土地の解消作業も含

めて、これら一連の施策が円滑に実施されるためには、会員の皆様の御理解と御協力が必要不可欠ですので、よろしくお願いいたします。

第二に、筆界特定制度についてです。本制度は、発足から本年度で19年目を迎えようとしておりますが、当局における申請手続件数は昨年9月末時点で1,343件であり、このうち95%が終了しています。これもひとえに貴会から筆界調査委員として推薦いただいた会員の皆様の専門的な知識及び経験に基づく御支援のおかげであります。今後とも、貴会ADRとの連携を図り、本制度の適正かつ円滑な運営に努めてまいりますので引き続きよろしくお願いいたします。

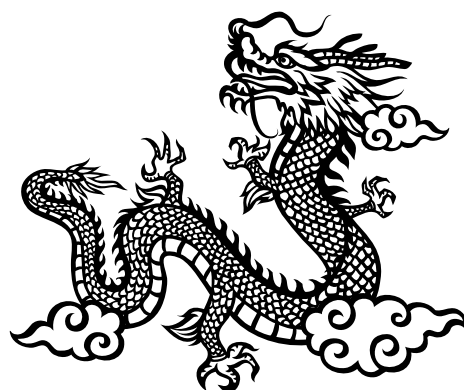
第三に、オンライン登記申請の利用促進についてです。コロナ禍において、感染防止に効果的であるとして利用促進をしておりますところ、新型コロナウイルス感染症の5類移行によって、社会経済活動が活発化し、世の中は、コロナ対策の緩和に動いております。しかしながら、行政のデジタル化のより一層の推進や業務を効率的に進めていく観点からも、オンライン申請の利用促進が求められておりますので、会員の皆様にはオンラインによる登記申請の利用に御理解と御協力をお願い申し上げます。

第四に、法務局における窓口対応時間についてです。本年1月4日から、全ての利用者様に対して、法務局職員の働き方改革を推進する観点から、法務局の窓口対応時

間を午前9時から午後5時までとさせていただくよう御協力をお願いしております。会員の皆様におかれましても、オンライン申請等を御活用いただいていることを踏まえ、業務上の必要がある場合を除き、午後4時から午後5時までの時間帯には窓口の利用を控えていただくよう、御理解と御協力をお願い申し上げます。

第五に、相続登記申請の義務化に係る広報活動についてです。相続登記申請の義務化を広く国民の皆様にご存知いただくために、貴会及び神奈川県司法書士会と当局の共催によるリレーノートの製作や三者合同相談会の開催など、様々な機会で会員の皆様に御協力いただきました。紙面をお借りしまして、改めて御礼申し上げますとともに、引き続き、御協力の程、よろしくお願いいたします。

最後になりますが、貴会のますますの御発展と会員の皆様の御健勝と御活躍を心から御祈念申し上げ、私からの新年の挨拶といたします。





新年の御挨拶

神奈川県土地家屋調査士政治連盟

会長 上 田 尚 彦

新年あけましておめでとうございます。
会員の皆様には日頃から政治連盟の諸活動
にご理解とご協力を賜わりまして誠にあり
がとうございます。

本年も引き続き土地家屋調査士の知名度
の向上、地位の向上、業務の拡大等、土地
家屋調査士制度の発展を目指して本会と連
携して活動してまいります。

令和5年の賀詞交歓会、今までの中で最
高数の議員の皆様にご参加いただき、230名
強の議員の皆様の参加をいただきました。
他の各都道府県の賀詞交歓会においての議
員の参加人数の10倍近い数の参加者です。
2023年の政治連盟の実働回数は、延べ283
回に及びました。

一、選挙に関して

統一地方選挙が主な選挙でした。今回の
選挙も政治連盟役員が積極的に活動いたし
ました。今も、多くの議員関係の皆様から
感謝の声と高い評価をいただいております。

二、予算要望ヒアリングに関して

去年は、ほぼ通常通り開催されました。
今年も新規の要望を含め各党議員団の皆様
と話し合うことができました。益々「国と

地方公共団体の制度と密接に関連している
土地家屋調査士」「所有者不明土地をはじめ
とする新しい制度に密接に関連している土
地家屋調査士」というご理解を深めていた
だいております。さらに「土地家屋調査士の
現場力」をご理解いただけたと思います。

三、要望等に関して

続々と要望が実現されました。もう少し
で実現可能なものもございます。

本年も「土地家屋調査士党」として、公共
団体等に対して活動をすすめていきたいと
思います。

まだまだ道半ばではございますが、より
良き実現にむけて粘り強く提案してまいり
ます。何卒引き続きのご指導、ご協力をお
願いいたします。

今後とも、本会、支部、会員の皆様のお
力を頂戴して活動に邁進してまいります。
より多くの皆様の政治連盟の加入を心より
お待ちしております。

つたない挨拶文ではございますが、最後
までお読みいただき誠にありがとうございました。



新年の御挨拶

境界問題相談センターかながわ

センター長 西 田 貴 磨

コロナから日常を取り戻し、ようやく開放感のある生活を取り戻せたというのに、世界では次から次へと禍々しい争いごとが起っています。それでも、年が明けました。みなさま、新たな年の始まりを迎えることができたことに、心よりお慶び申し上げます。

境界問題相談センターかながわの運営において、境界紛争の解決を目指すADRの両輪のひとつとして深く連携いただいている横浜地方法務局筆界特定室、また絶大なご協力を賜っている神奈川県弁護士会におかれましては、この場を借りて厚く御礼申し上げます。また、運営にご理解をくださる神奈川県土地家屋調査士会の会員の皆様、そして当センターの宝である相談員及び調停員の皆様にも深謝申し上げます。本年もよろしくお願いいたします。

冒頭で触れたとおり、争いごとは絶えることがありません。この争いごとが生まれる原因、その最も重要なものは「境界」です。境界は、異なる性質をもつものが接するところに発生する線や面と表現されます。例えば、国境とは、法律や経済、文化のしくみがまとまった大きな塊が接するところです。そこにはたいてい柵のようなものがありますが、その柵を、相手の合意なく一方的に越えたとき、戦争が勃発したと歴史は捉えます。

そんな境界は、形質的客観的にまとめられるものの間にだけあるものではありません。「良心の呵責」という言葉があります。ひとの心

が、良心や悪い心だけで占められていれば、葛藤はありません。不可分に思える自分の心の中であっても、それはひとつではないから、悩み、ためらうのです。つまり、自分の心の中にも境界はあるのです。

境界があれば、それは争いごとの原因となりますが、それをなくすにはどうしたらよいのでしょうか。その答えはわかっている、他者を受け入れる、このことに尽きます。でも、それはとてもとても難しいことだから、恐ろしい兵器が使用されたり、境界の確認書に印鑑を押さなかったりするわけです。それでも、争いごとをなくす方法がわかっているということは、大変心強く思われます。

境界問題相談センターかながわには、越境物に関する覚書の作成を支援する手続があります。これを利用するには、当事者が越境物の取扱いについて合意に至っていることが条件となりますが、これは、土地家屋調査士が行った筆界についての説明を端緒として、当事者が他者を受け入れたという事実そのものです。センターが行う支援手続は、将来の紛争を未然に防ぐために、この素晴らしい事実を明確な文書にすることをお手伝いするものです。ぜひ、ご活用ください。

土地家屋調査士が関わることで、地球上から争いごとをひとつでもなくす。そう考えると、良い仕事を選んだものだと思いますか？

GNSS推進特別委員会がスタート!

記事 横浜東支部 大 貫 修 編集 GNSS推進特別委員会

GNSS推進特別委員会は、神奈川県土地家屋調査士会の新たな委員会として令和5年6月より、活動を開始致しました。

GNSS測量については、9月5日の研修でご存じの方が殆どだとは思いますが、念のために説明させていただきます。英語のGlobal Navigation Satellite Systemsの略語で、和訳は「全地球衛星測位システム」になり、人工衛星からの信号を用いて位置を決定する衛星測位システムを利用した測量のことを指しています。

衛星からの電波信号を専用アンテナと受信機で受信することによって高精度な経度緯度や座標を求めることのできる仕組みです。カーナビなどでよくGPS信号の受信等のワー

ドを以前から耳にされていると思いますが、GPSとは複数の方式がある衛星システムのうちアメリカが運用しているものになります。

測量法の公共測量作業規程の準則においては、GPSだけでなく、日本のみちびき（準天頂衛星システム）およびロシアのGLONASSの衛星信号を採用することによって、位置特定の精度を上げるようになっています。

昨今、新たな機器メーカーの参入により、このGNSS測量機器が安価で入手できるようになり、全国でも自前の電子基準点を有志で設置しておられる方も多くなりました。（善意の基準局掲示板<https://rtk.silentsystem.jp/>）また国土地理院ではこのような基準局の性能を評価し、級別に登録する制度を制定しました。

GNSS推進特別委員会は4名のメンバーで県内に電子基準点を設置し、国土地理院民間等電子基準点の登録を行って、たくさんの調査士がより身近にGNSS測量を行っていただき不動産登記規則第77条第1項第8号の復元性のある世界測地系の地積測量図を備えていくことが一つの目的です。

手始めとして、調査士会館の屋上にその基準局の設置を行い開局へ向け準備しております。その後は法務局の屋上にも同じものを設置できたら登記行政の発展にも繋がるのではないかと考えております。

会員の中には既に、個人的に先駆けてそのような基準点を設けて配信等をしておられる個人や法人の方もおられますが、民間等電子



基準点が調査士会館の屋上などに設置される事により調査士のGNSS測量への関心度がさらに高まる事を期待しております。

まずはGNSS測量に関心を持って皆さんに手に取って使って欲しいというのが希望です。今後は前述の基準点を使用して、基本三角点等に基づく測量成果（世界測地系）による座標値記載の地積測量図等が作成しやすい環境整備をより一層推進していくことが委員会の展望の一つです。

会員の中には誤差のばらつきがあり実務で使用するのには厳しいのではないかとお考えの方もいらっしゃると思いますが、細かい話をしますと現在は2つの周波数帯信号を受信する2周波のGNSS測量機器が主流となっており、一昔前の1周波のGNSS測量機器よりも遠距離測量が可能で格段に精度が上がっています。また、最近は3周波観測対応の機器も増えてきていますが、3周波測位を行うことで、従来と同じ精度をより短い観測時間で達成することも期待されています（スタティックの観測時間が120分から90分に短縮できる）。このような技術革新は今後も続いていくことが予想されます。

また、公共測量作業規程からは除外されていますが、上空を多く周遊している中国のBeiDou等の衛星信号も受信することによって、観測精度を上げることもできます。

現在は無料で中継サーバーを利用できる環境があり、企業のHPでGNSS測量の解説を見つけることもできるので、比較的手軽にGNSS(RTK)測量の学習が可能です。何より、今までは市販されている高価なGNSS測量機器を実際に試すことは、個人事業主が多いこの業界ではハードルが高かったものですが、安価な機器の登場でそれが身近なものになりました。

GNSS測量機器はトータルステーション(TS)と比べると軽量であり、現況測量や草

むら等の水平方向の見通しが悪い場所での杭探しなど、活用できる機会は多くあります。

例をあげると、広大な太陽光パネル設置開発において樹木の伐採や山の切り盛りで、地下の水みちが変わります。そのことにより地滑り等の地殻変動の恐れが発生することから長期にわたる定期点検をGNSS測量で行ったりしました。長期にわたると草木も生い茂り観測点がわからなくなります。しかしGNSS測量機器の杭打ちナビゲーション機能を使うと直ぐに観測点周辺に到達できます。また同じような使用例で地籍調査（座標地区）が過去に行われた場所で現況は荒廃地であっても、座標があるためGNSS測量機器一つで容易に筆界点を探す事ができました。作業はすべて一人で行うことができます。TSではワンマン測量として自動追尾機能がありますが、TSを基準点に設置しておかなければならないリスクが生じます。GNSS測量のRTK法は民間等電子基準点が設置されていればその必要はありません。この点においてもGNSS測量はメリットがあると思います。

また我々は筆界の専門家であると同時に不動産の現況を把握するプロでもあります。現況把握として多く作成されるものに現況平面図がありますが、設計者等が高低差を把握しやすいように高さを表記します。GNSS測量での作業はボタンをワンプッシュすれば座標計算登録がされます。それをSIMAなどのテキストデータでCADに送ってあげれば完了できます。

今までのTSを用いた測量が簡単に無くなることはないとは思いますが、GNSSのシステムはよりグローバルな測量を可能にしてくれることは間違いありません。これからはTSとGNSSを上手に併用してICT、リモートセンシング、デジタルツイン、PLATEAU（プラトール）にも対応できる土地家屋調査士が求められる時代になると考えております。

通 知 ・ 通 達 （ 抜 粹 ）

令和 4 年 11 月～令和 5 年 10 月

F ネット No. 874

神調総発 第378号

令和4年11月21日

会員各位

神奈川県土地家屋調査士会

会長 大竹 正晃(印略)

戸籍謄本等職務上請求書用紙の取扱いについて

近年、業務廃止、死亡退会の際に破棄、紛失等で標記用紙を本会に返却出来ない事例が増えてきております。

業務廃止の際は破棄しないよう、また、万が一にそなえ、家族、補助者に保管場所を教えておいていただき、標記用紙は必ず本会に返却できるようお願い申し上げます。

標記用紙の使用は、定められた士業に認められたものですが、紛失、不正取得が止まないようですと同請求書の使用に厳しい制限が課せられることも考えられます。

標記用紙の使用においては職責に鑑み、より高い倫理観を持ってあたるとともに、その保管方法等についても、戸籍謄本等職務上請求書冊子表紙の裏面の注意事項に「この用紙の使用は、都度1枚のみとし、残りは施錠のできる金庫等に責任を持って保管すること」、「退会した時は、所持している未使用の用紙（一部使用した控えの綴りを含む）を本会事務所に提出すること。」と記載されておりますので厳正な注意をはかられますよう、また、併せて職務上請求書の紛失、盗難等事故の無いよう管理には充分注意を怠らないようにしてください。



左のコードをお読みとりいただくと
アクセスできます。
ぜひモバイル端末でもご覧ください。

F ネット No. 876
神調業発第4094号
令和4年11月30日

会 員 各 位

神奈川県土地家屋調査士会
会 長 大 竹 正 晃 (印省略)

ケアレスミスによる補正事案の多発について（注意喚起）

横浜地方法務局より、登記申請手続きにおいて軽微な補正事案が多発しているとの情報がありました。そのほとんどが申請前に一度見直す程度で防げる内容（ケアレスミス）であるとのことでした。軽微な内容であっても数が増えることで登記処理に関わる法務局職員の手を煩わせることとなり、登記処理全体の遅延を招くこととなります。

業務多忙であると存じますが、申請前に今一度見直しするよう心がけてください。迅速な登記処理は、我々土地家屋調査士のみならず依頼者等関係する全ての方のために重要なことになります。これから年末、年度末などさらに業務多忙になるかと思いますが今一度の点検確認を行い業務処理に努めるようお願いいたします。

例)

- ・ オンライン申請（調査士報告方式）利用による申請人同一による使いまわしによる登記内容変更忘れ（滅失→表題）、内容同一による使いまわしによる申請人変更忘れ、地積などの変え忘れなど
- ・ 委任状の日付や受任者の記載漏れ
- ・ 添付情報の添付漏れ

※ 先日発行いたしました横浜地方法務局土地建物実地調査要領をはじめ、近隣各地方方法務局の土地建物実地調査要領等を本会ホームページ上で公開しております。該当地域への申請時には内容をよく確認して業務を行ってください。またそれ以外の会からの通知通達等についても、よく確認をするよう重ねてお願い申し上げます。



左のコードをお読みとりいただくと
アクセスできます。
ぜひモバイル端末でもご覧ください。

F ネット No. 881
神調業発第4100号
令和4年12月27日

会 員 各 位

神奈川県土地家屋調査士会
会 長 大 竹 正 晃 (印省略)

隣地使用权に関する手引きについて（お知らせ）

標記について、日本土地家屋調査士会連合会より通知がありましたので、お知らせいたします。

なお、別紙1（隣地使用权に関する手引き）と別紙2（隣地の使用請求に関するフローチャート）につきましては、ホームページに掲載しておりますので、そちらよりご確認ください。

この通知および別紙資料は本会ホームページ下記の場所に掲載しております。

- ・本会ホームページ掲載場所「会員の広場」-「■お知らせ」-「通知・通達」-「日調連、その他の業務」

※閲覧にはホームページ内「会員の広場」への入場が必要となります。「会員の広場」閲覧のためのパスワード取得希望の会員は、本会事務局まで問い合わせ願います。



左のコードをお読みとりいただくと
アクセスできます。
ぜひモバイル端末でもご覧ください。

F ネット No. 893
神調業発第4106号
令和5年2月1日

会 員 各 位

神奈川県土地家屋調査士会
会 長 大 竹 正 晃 (印省略)

**土地家屋調査士等が電子申請の方法により表示に関する登記の申請
又は嘱託をする場合における添付情報の原本提示の省略に係る取扱い
（調査士報告方式）の運用について（注意喚起）**

標記について、日本土地家屋調査士会連合会より通知がありましたので、お知らせいたします。

この通知は本会ホームページ下記の場所に掲載しております。

- ・本会ホームページ掲載場所「会員の広場」－「■お知らせ」－「通知・通達」－「オンライン申請、登記」

※閲覧にはホームページ内「会員の広場」への入場が必要となります。「会員の広場」閲覧のためのパスワード取得希望の会員は、本会事務局まで問い合わせ願います。



左のコードをお読みとりいただくと
アクセスできます。
ぜひモバイル端末でもご覧ください。

日 調 連 発 第 3 5 4 号

令 和 5 年 2 月 1 6 日

各土地家屋調査士会長 殿
連 合 会 役 員 殿

日本土地家屋調査士会連合会長

相続土地国庫帰属制度の通達及び申請の手引き等について（お知らせ）

標記制度の運用の詳細について定めた「民事局長通達」及び承認申請の手続等についてまとめた「申請の手引き」が、法務省ウェブサイトにおいて公開されましたので、お知らせします。

記

法務省ウェブサイト（相続土地国庫帰属制度について）

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00454.html



左のコードをお読みとりいただくと
アクセスできます。
ぜひモバイル端末でもご覧ください。

F ネット No. 897
神調業発第4122号
令和5年3月3日

会 員 各 位

神奈川県土地家屋調査士会
会 長 大 竹 正 晃 (印省略)

業務マニュアル（土地家屋調査士報酬額算定参考資料）の修正及び 同資料に基づく計算ソフトの公開について（お知らせ）

標記について、日本土地家屋調査士会連合会より通知がありましたので、お知らせいたします。

なお、別添（土地家屋調査士報酬額算定参考資料）につきましては、ホームページに掲載しておりますので、そちらよりご確認ください。

この通知および別添資料は本会ホームページ下記の場所に掲載しております。

- ・本会ホームページ掲載場所「会員の広場」－「■お知らせ」－「通知・通達」－「その他」

※閲覧にはホームページ内「会員の広場」への入場が必要となります。「会員の広場」閲覧のためのパスワード取得希望の会員は、本会事務局まで問い合わせ願います。

【神調報発行時、下記広報部追記】

報酬額計算ソフトのエクセルデータ掲載場所は下記です。

- ・「日本土地家屋調査士会連合会ホームページ」－「会員の広場」－「業務部」－「業務マニュアル等」



左のコードをお読みとりいただくと
アクセスできます。
ぜひモバイル端末でもご覧ください。

F ネット No. 899
神調業発第4124号
令和5年3月17日

会 員 各 位

神奈川県土地家屋調査士会
会 長 大 竹 正 晃 (印省略)

「ネットワーク型RTK法による単点観測法に基づき行う登記多角点 測量マニュアル」の解説について（お知らせ）

標記について、日本土地家屋調査士会連合会より通知がありましたので、お知らせいたします。

なお、別添（「ネットワーク型RTK法による単点観測法に基づき行う登記多角点測量マニュアル」の解説）につきましては、ホームページに掲載しておりますので、そちらよりご確認ください。

この通知および別添資料は本会ホームページ下記の場所に掲載しております。

- ・本会ホームページ掲載場所「会員の広場」－「■お知らせ」－「通知・通達」－「地積測量図、GPS、基準点」

※閲覧にはホームページ内「会員の広場」への入場が必要となります。「会員の広場」閲覧のためのパスワード取得希望の会員は、本会事務局まで問い合わせ願います。



左のコードをお読みとりいただくと
アクセスできます。
ぜひモバイル端末でもご覧ください。

F ネット No. 915
神調業発第4029号
令和5年7月14日

会 員 各 位

神奈川県土地家屋調査士会
会 長 大 竹 正 晃 (印省略)

旧法定外公共物に関する境界確定事務等取扱要領の改正について (お知らせ)

標記について、日本土地家屋調査士会連合会より通知がありましたので、お知らせいたします。

なお、別添1(旧法定外公共物に関する境界確定事務等取扱要領)、別添2(「旧法定外公共物に関する境界確定事務等取扱要領」(平成16年11月1日付財理第3936号)通達 新旧対照表)につきましては、ホームページに掲載しておりますので、そちらよりご確認ください。

この通知および別添資料は本会ホームページ下記の場所に掲載しております。

・本会ホームページ掲載場所「会員の広場」-「■お知らせ」-「通知・通達」-「青地」

※閲覧にはホームページ内「会員の広場」への入場が必要となります。「会員の広場」閲覧のためのパスワード取得希望の会員は、本会事務局まで問い合わせ願います。



左のコードをお読みとりいただくと
アクセスできます。
ぜひモバイル端末でもご覧ください。

新入会員紹介

(入会 R05.08.01 ～ R05.12.01)



川崎支部
登録番号 3218
タニグチ ナオキ
谷口 直樹



大和支部
登録番号 3222
スガワラ マサト
菅原 正徒



大和支部
登録番号 3219
フクダ ヨシユキ
福田 慶之



横浜中支部
登録番号 3223
シンドウ タクヤ
進藤 拓哉



横浜中支部
登録番号 3220
タカハラ マヤ
高原 マヤ



大和支部
登録番号 3224
バン ヒデヤ
伴 秀哉



県西支部
登録番号 3221
ミヤガワ マサヤ
宮川 昌也

編集後記

2024年（令和6年）おめでとうございます。早いもので、あと1年で還暦を迎えます。先日、神奈川青調会の定例会で、65歳で土地家屋調査士を引退しますと宣言しました。年初にあたり、あと6年で土地家屋調査士資格とこれからの土地家屋調査士のために何ができるのか、あらためて考えてみます。

2030年の定時総会後に、「竹前はやり切って、勇退をした。」と皆様に言っていただけるように、本年も土地家屋調査士資格と真面目に真摯に業務に取り組んでいる土地家屋調査士の皆様のために尽力してまいります。

（竹前 信行）

新年、明けましておめでとうございます。新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、いろいろな行事・イベントが開催されるようになった2023年でした。各地域で祭りも再開されるようになりコロナ禍前の様相を取り戻しつつあるように感じます。しかし、年月の流れは取り戻せない。神輿を担いでも疲れるのが異様に早くなったことと飲酒量も前ほど飲めなくなっていることを実感しています。2024年はリハビリ的に各種祭りに参加し体力と飲酒

量をコロナ禍前に戻すことを目標とします（笑）
（小田 靖）

あけましておめでとうございます。コロナウイルス関係のニュースも大きな話題にならなくなり、これが「ウィズコロナ」なのか？と思うようにもなりました。昨年50歳となりましたが、思考は20年前とあまり変わってないような。肉体的には確実に、、、。

今年も健康で仕事も趣味も続けて行けたら良いと思っています。

（稲葉 健太郎）

新年あけましておめでとうございます。昨年は、広報部役員として横浜そごう前での不動産表示登記無料相談会や神調報作成等に携わらせていただきました。その中で特に印象的だったのが、支部の「広報ニュース」です。各支部の無料相談会では、土地家屋調査士を知ってもらうために、様々な工夫をされています。境界標の展示や、距離当てゲームなど人の目を引いたり、楽しんでもらえる企画をされています。開催自体も市民祭りへの出展だったり、他団体と協力しての開催だったり、支部が地域に根付いて活動をされていることも感じ取れました。

本年も支部の素晴らしい活動を広報ニュースを通してお届けさせていただきますので、どうぞ宜しくお願い申し上げます。

（花上 康一）

広報担当副会長	竹 前 信 行	
広 報 部 長	小 田 靖	
広 報 部 次 長	稲 葉 健 太 郎	
広 報 部 理 事	花 上 康 一	
支 部 広 報 員	菅 原 大 悟	久 保 田 紘 二
	畠 山 主	橋 本 健
	武 藤 健 仁	稲 葉 健 太 郎
	土 屋 勝 喬	磯 村 康 行
	近 藤 和 吉	菅 野 貴 史
	栗 原 隼 人	山 口 亮

発 行 神奈川県土地家屋調査士会
横浜市西区楠町18番地
TEL (045) 312-1177(代)
FAX (045) 312-1277
E-mail
info@kanagawa-chousashi.or.jp

発行者 神奈川県土地家屋調査士会
会 長 大 竹 正 晃

印刷所 株 式 会 社 コ ン パ ス
厚 木 市 小 野 6 0 3 - 1
TEL (046) 250-1005